

# 「海防年表考」

内田修道

本会が『神奈川県史 資料編10 近世(7)海防開国』の学習(以下県史海防編とする)を始めたのは一九八八年二月の例会からであり、既に九年の歳月が流れている。しかし、私が飯島年表(1)を知ったのはつい最近のことである。これだけの労作をそれまで知らなかったのは、幕末史を自分の直接の研究対象として選んだことがないとはいえず、と気恥ずかしい思いがする。今回の特集で、私自身がどんな形で関われるか、そこで、これまで例会で学

んできた事項の年表をつくるのが私の課題となった。その結果、労作飯島年表の存在を知ることになった。当初略年表をつくればと思っていた安易な考えは吹き飛んでしまった。しかし、冷静に飯島年表に本会の例会の記録をぶつけてみるといくつかの問題点があることに気づいた。そこで、本稿では、それらを箇条書き風に記すことにした。

(一) 文化十(二八・三)年閏十一月「三浦郡鴨居村水主一同会津藩鴨居陣屋へ水主役賃銭引き上げを願う(県海一九)」(2)。

飯島年表が典拠としている史料は、県史海防編所載史料番号二九「文化十年閏十一月 軍船水主役難渋二付願書」である。我々はこの史料を一九八八年四月の例会で読んだ。飯島年表では単なる賃上げ願いとなっているが、はたしてそうだろうか。この史料の内容は、昨年当局は、それまで「足役」を免除されていた「軍船水主一統」に対して「水主之者共足役相勤候上は一日二付三百文、又は務方里数高下二依て或ハ一日又は半日、右之割ヲ以足役御渡シ被下成候様被聞仰候二付、依之水主一統承知仕、右両様々

二相務申候。ところが、今年になって「壹ヶ年二付式百文宛御渡シ被下成候様被聞仰候」。これでは去年の約束とは「莫大之相違」であり、「右様にては当村水主一統難渋至極仕候二付、相務兼申候」と会津藩の突然の方針転換に対して善処を求めたものである。事実は賃下げに対する回復願いである。またこの嘆願書には川越藩と比較した場合会津藩統治の顕著な特質―力の統治―をみる事ができる(3)。

(二) 文政三(一八二〇)年二月二十八日「幕府、会津藩主松平容衆の内願により、相模国海防を免じ、台場・遠見番所・陣屋等設備金一両を支払う。また浦賀奉行に海防の引継を命ずる(県海六・三二・三三)」

飯島年表の典拠とした史料は県史海防編所載史料番号六「文政三年十二月 松平容衆相州海防を解任、浦賀奉行等と交代」、同三「文政三年十二月 松平容衆相州警衛解任の達」、同三三「文政三年十二月松平容衆相州警衛骨折につき時服拜領申渡書」である。ここでは二つの問題点がある。一つは「台場・遠見番所・陣屋等設備金一両両支払う」の表記である。これでは幕府と会津が対等な関係になってしまう。史料では「台場ハ勿論、遠見番所・陣屋共其儘可被差置候、右二付為御手当金一両被下候」とあり、あくまでもお上(被下)のである。第二の問題点はなぜ会津藩は相州警衛を免ぜられたのかについてである。飯島年表ではこれに関連する事項が見いだせない。会津藩が仙台藩とともに蝦夷地防衛を命ぜられ、樺太・利尻・松前に出兵したのは一八〇八年(文化

五) 一月、その年の一二月に帰藩した。この重要な時期に寛政改革以来のリーダー家老田中三郎兵衛が病死し、しかも藩主容衆は僅か六歳であった。その約一年後に相州警衛を命ぜられたのである。突然のリーダーの喪失、幕府軍事力の中核としての立場からくる過重な財政負担、まさに会津藩は危機的状況であった。ここで注目すべき事実は、一八一四年(文化一四)藩主容衆に將軍家齊の女、元姫を迎えることになり、一八二一年(文政四)に婚儀が成立したことである(4)。この事態を理解する上で、参考になるのは天保十一(一八四〇)年十一月に命令され、翌年六月に中止に至った三方領地替をめぐる川越松平家の動向である。松平齊典が世嗣として大御所家齊の第二四男紀五郎齊省を迎えたのは文政十(一八二七)年、その翌年に姫路転封を歎願した。天保九(一八三八)年、天保十一年には上州前橋帰城を歎願している。その内容は①明和四(一七六七)年以来一二回転封を命ぜられたこと、②川越に移城して以来極度に藩財政が窮乏したこと(天保八年までの幕府からの拝借金、京都大坂江戸及び領内の商人等から借金が四〇万両に達していた)③現状を打開するには前橋帰城と二万石の加増が必要であることなどである。九年の歎願書では養子齊省の行末を案ずる実父家齊の親子心に訴え、齊省からも老中水野忠邦と大奥(生母お糸の方に期待)宛に歎願書を出している(5)。まさしく「百姓成立」ならぬ「藩成立」に必死の様子が窺われる。十一年の三方領地替の発令はこうした動きを前提としており、家齊の死がその中止となったことを考えれば、会津藩容衆の婚儀も同様の視角から理解すべきであり、相州警衛免除の決定的条件であったと考えられる。従って藩主容衆に將軍家齊の女、元姫を迎えることになり、一八二二年(文政四)に婚儀が成立したことはすくなくとも参考欄には記されるべきであろう。

(三) 文政四(一八二二)年一月二三日「川越藩、相模国海防にあたり密偵を三浦郡に派遣し、二九日報告書成る(逗子二六一)」

ここでは川越藩が会津藩の統治の特質をどのように把握したのか、この地域にとって統治の質的転換を意味する重要な局面であるのだから、その質を示す記述が必要である。たとえば「会津様一躰質素なる御風儀」だが、「御取稼御取立方六ヶ敷、公事訴訟裁許手間取、下方難洪多、其上御仕置等度々にて一統恐怖仕、人氣不宣、乍恐 此方様御料中之御仁政を専奉慕候人氣二御座候」に示されるような一項が加えられるべきであろう。(6)

(四) 天保一四年(一八四三)年四月「川越藩、將軍日光社参中、相模国小坪に仮台場を築く」

「川越市史 第三卷 近世編」において幕府は、川越藩に対して相州警衛とひきかえに三つの優遇措置を認めたとし、その内の一つに將軍の日光参詣の勤番免除をあげ(同書三八六頁)、また、この社参中江戸湾の警備を命ぜられ、観音崎・十石崎・旗山の台場と小坪村大崎の仮番所の四カ所に人数を配備するとともに、昼夜二回観音崎と小坪村の二カ所から相州村々より調達した手船を出航させ江戸湾と西浦辺を見回り警備を実施した。また、各台場へ配備された人員は一七八名であると、日光社参中の川越藩の動向を記している(同書三九二から九三頁)。従って日光勤番免除から日光社参中の一連の事項を年表化する必要があるであろう。

(五) 弘化二年(一八四五)「二・一七異国船安房白子沖に出現の報に、忍・川越両藩・浦賀奉行出船するが発見できず 三・一 一米国捕鯨船マール号浦賀入港、日本漂流民二二名の送還と薪水補給を求め 幕府これを請け入れ、一五日帰帆 この間、沿岸諸村動員多数(川越藩、五月に数百人の領民行賞)(県通史・逗子一九五)」

問題はまず、この捕鯨船の船名である。飯島年表が「マール

トル」を採用した根拠は、県史通史編「マーカトル号の来航」（一〇一四頁）を採用したものであろう。『逗子市史資料編Ⅱ』史料番号二九五では、その注に「松平藩資料『異国船渡来御人数出別記録 相州』弘化二年二月廿六日条より。メルカドル号は同月十八日に安房沖に接近し、日本漂流民二十人の返還と食料補給を行い三月十五日退去した」と記されている。この記事を我々が例会で県史資料編で読んだのは、一九八九年二月の例会であり、この例会の記録は、植山淳が『通航一覽統輯』もとづきながら「京浜歴科会報」第六二号に再構成している（7）。ここで植山は船名を「マンハタン」号としている。「マーカトル」が正しいのか、「マンハタン」が正しいのか。いずれにしてもこれらは皆国内史料を論拠としている。この問題は、平尾信子が『黒船前夜の出会い』捕鯨船長クーパーの来航（8）においてアメリカ側の史料にもとづきマンハタン号来航の全容を描きだしたことによって明らかになった。船名はマンハタン号、船長の名前がマーケーター・クーパー。〔有名な地理学者メルカトル図法を考案したメルカトルを英語風に読めばマーケーター（同書三二頁）なのである。この指摘にもとづけば「マーカトル」も「メルカドル」も船長の名前が誤って船名として伝えられたことがわかる（9）。それまで、弘化三年のビットル来航については注目されてきたが、このマンハタン号来航について、ビットル来航の陰に隠れて、研究上あまり重視されてこなかった事態が飯島年表に反映していると思われる。マンハタン号来航の意義は、①「天保の薪水給与令」以後のはじめの外国船の渡来であること、②天保一三年八月江戸湾海防の強化策として川越藩に相模の、忍藩に房総の警備を命じ、両藩による緊急事態への対応策が講じられている中でののはじめの外国船の渡来であること、③さらにはこの事態の処理が「外国江之

漂流民共請取方之儀ニ付、去々卯年相触候趣も有之候へとも、此度は全一時之権道を以て漂流人於浦賀表請取」（10）という例外措置がとられ、開国に至る重要な契機となったと思われる。従って年

表には発端から終焉まで一連の過程を記載するべきであろう。この過程を『黒船前夜の出会い』と植山の前掲「弘化二年二月の米國船渡来について」によって再構成するとざっと以下のようなものである。

弘化二年（一八四五）年二月一七日アメリカ捕鯨船マンハタン号上総国守谷村（勝浦市）に接近、漂流民由蔵（幸宝丸）と太郎右衛門（千寿丸）の二名を浦賀奉行所へマンハタン号来航について報告させるため上陸させる。ついで安房国朝夷村（千倉町）同じく幸助と留蔵を上陸させる。同日夕刻安房国白子（千倉町）遠見番所マンハタン号を発見。一八日松平下総守浦賀奉行所へ注進。漂流民二名上陸確認、取調。一九日悪天烈風に苦しみそれ以来マンハタン号二日間沿岸から離れる。日本側も同号を見失う。二一日漂流民さらに二名上陸のこと浦賀へ注進。二三日浦賀奉行大久保因幡守奉行所において漂流人を糾問。江戸へ報告。二九日老中漂流人を勘定奉行石川土佐守へ引き渡しにつき浦賀奉行に下知。在勤浦賀奉行大久保因幡守、浦賀御番所御備等平常に戻す件に付言上。三月一日御固人数引払根平常に戻す事を浦賀奉行因幡守から川越・忍両藩に伝達。三月八日漂流人、浦賀出発。同日江戸へ到着、勘定奉行石川土佐守へ引渡す。同日マンハタン号安房国洲之崎（館山市）沿岸に再接近。忍藩物見船をはじめ百七十艘がマンハタン号を取り囲み乗留し、館山曳曳航停泊させる。十一日引き舟にて浦賀に入津。十二日浦賀奉行大久保因幡守、漂流民護送の始末、異人への下されものにつき老中へ言上。老中阿部正弘から在府浦賀奉行土岐丹波守へ「一時之権道を以て」漂流人の浦賀表請取、食料薪水給与を指示。十五日マンハタン号出帆。十六日所警衛の人数引き払い、平常に戻す。

（一〇） 参考欄嘉永三年三月七日「川越藩主松平齐典卒、典則相続」

『川越市史』第三卷五三二頁及び『前橋市史』第二卷一〇九八

頁によれば、齊典の死去は嘉永二年二月五日、翌三年三月に齊典の四男典則が(幼名誠丸、一五歳)家督を相続し、齊典同様相州御備場御用を仰せつけられたとある。年表は誤りを含んだ記述であり、訂正されるべきであろう。但し、飯島年表、嘉永二年二月二三日「幕府海防の功により川越藩主松平齊典を帝鑑間詰に、忍藩主松平忠国溜詰に昇格させる〔統実紀〕」との関連が問題になる。幕府は齊典の死を知っていて昇格させたのかどうか。明らかにされねばならぬ課題である。

(七) 以下彦根藩登場以後ペリー来航までの飯島年表に欠けている重要と思われる事項を列挙する(11)。

- ① 弘化四年四月一日 浦賀奉行浅野長祚、警備方略の試案を浦賀奉行に提出。
  - ② 同年四月二二日 幕府、浦賀来航の外国船の乗留及問情を長崎の例に倣って奉行をして専行させ警備四藩の警邏船の派出をやめることの可否を海防掛に諮問する。海防掛、その不可を答申する。
  - ③ 同年五月二四日 浦賀奉行、戸田氏栄、警備四藩に対して、あらかじめ警備方法を議定し、協力一致平穩を旨とすべき幕令を伝える。
  - ④ 同年九月一四日 幕府、更に警備四藩に令して警備方略を一定し、あらかじめ錯誤のないようにさせる。四藩協議する。
  - ⑤ 同年一〇月一七日 警備四藩、江戸湾警備方略の試案を浦賀奉行に提出。
  - ⑥ 同年一二月一二日 幕府、あらかじめ外国船に示すべき欧文論告書を作り、警備四藩に交付。
  - ⑦ 同年一二月二五日 浦賀奉行浅野長祚、江戸湾警備方略の要綱を警備四藩に指示し、審議させる。
- 以上例会記録や会員諸子のご教示にもとづき飯島年表を考察し

てきたが、飯島年表の意義はすこしも変わらない。はなはだ勝手ではあるが、この年表がさらに研究史をふまえ《読む》年表として進化されることを。さらには海防史の研究者は年表について個々に処理するのではなく、絶えず元になる年表を共有財産として育てるようすることを切に望むものである。

(九七年一〇月二九日記)

注

- (1) 飯島セツ子「江戸湾海防史年表」(『三浦古文化』第46号、一九八九年十一月)
- (2) 同右五七頁
- (3) 拙稿「相州における会津藩の統治」(『京浜歴史学会報』No.52号、一九八八年五月二五日)
- (4) 『会津若松市史』第四卷七三頁
- (5) 拙稿「天保川越藩の相州支配」(京浜歴史学会報No.59号)
- (6) 前掲注(3)
- (7) 「弘化二年二月の米船渡来について」
- (8) NHKブックス、一九九四年七月刊
- (9) 但し平尾は船名の日本側の言い伝えについては考察していない。
- (10) 『通航一覽続輯附録卷之一 海防部三』弘化二年三月十二日
- (11) これらすべて『大日本維新史稿本』から採録したものである。なお、これらは松田隆行氏のご教示による。